

1. 景観シミュレーションについて

景観シミュレーションは、届出の際に必要な「景観配慮事項届出書」及び「完成予想図」の作成のために必要なものです。

眺望景観基準編では、景観シミュレーションの「進め方」及び、景観形成基準に適合しているかどうかの評価などについて解説しています。

大津市景観計画では、7箇所の眺望景観保全地域を定めており、それぞれの地域について景観形成の基準を定めています。

また、大津を特徴づける山稜と琵琶湖の水面により構成される自然の大景観や、自然と歴史が一体となって構成される景観の中で特に優れていると考えられる景観を望み、多くの市民が親しみ、かつ集まる場所を「重要眺望点（8箇所）」として設定しています。

景観シミュレーションは、建築行為などの場所ごとに眺望点を定める「北部湖岸地域」の場合と、それぞれに対応した重要眺望点を有する6箇所の眺望景観保全地域の場合の2とおりがあります。

眺望景観保全地域名	配慮が必要な重要眺望点
北部湖岸地域	建築行為などの場所ごとに眺望点を定めます
堅田地域	浮御堂（北向き）
雄琴地域	浮御堂（南向き）
園城寺門前・西大津都心地域	大津港 大津湖岸なぎさ公園（打出の森） 園城寺観音堂（展望所）
大津都心地域	柳ヶ崎（びわ湖大津館） 名神高速道路（大津 S.A.）
旧東海道沿道地域	瀬田湖岸緑地（琵琶湖漕艇場）
瀬田唐橋地域	唐橋公園

眺望景観保全地域図



